

和歌浦地区防災計画



令和7年2月作成
和歌浦地区防災会

目次

はじめに

1 地区の概要

- (1) 地区の範囲及び人口世帯数 1
- (2) 地震・津波 2
- (3) 風水害 23
- (4) 土砂災害 26

2 防災活動

- (1) 和歌浦地区防災会規約 28
- (2) 平常時における防災活動 32
- (3) 中長期的な活動予定 33
- (4) 防災研修会の実施状況 34
- (5) 防災訓練の実施状況 35
- (6) その他の実施状況 36
- (7) 災害時における防災活動 37

3 資料編

- (1) 避難所一覧 38
- (2) 緊急時の連絡先・災害用伝言ダイヤル 38
- (3) 災害時の情報入手先 39
- (4) 南海トラフ地震臨時情報フロー図 40
- (5) 和歌浦地区防災士資格取得数（補助金利用） 41
- (6) 和歌浦地区防災資機材リスト 41
- (7) 災害「備え」チェックリスト 42
- (8) 避難行動の考え方 43

はじめに

和歌山市に影響をおよぼす災害として、南海トラフによる海溝型地震や中央構造線による内陸直下型地震、台風や集中豪雨による風水害等が想定されます。

和歌浦地区は、南海トラフ地震や紀の川の氾濫など大規模災害が発生した際、地区の大部分で津波や風水害の被害が想定されている。

本計画では地域の実情に即したものとするため、具体的な情報を盛り込むことで、万一の場合に対応できるように安全に避難する計画を策定するものである。

1 地区の概要

(1) 地区の範囲及び人口世帯数

①地区の範囲

新和歌浦、和歌浦東1～4丁目、和歌浦中1～3丁目、和歌浦西1～2丁目、和歌浦南1～3丁目、和歌川町

②地区内の人口世帯数

・人口：7,380人 ・世帯数：3,941世帯
(令和6年4月1日現在の国勢調査基準人口世帯数)

(2) 地震・津波

①防災マップ 津波

地区の大部分で浸水する想定である。

防災マップ 地震・津波編
田野・和歌浦を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/page/001/036/436/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/jishin/14_jishin_map.pdf

図1 和歌浦地区防災マップ（津波）

②和歌山市地区津波避難計画

第1節 地域状況の把握

第1 津波浸水想定区域

当該地区の津波浸水想定区域は、和歌山県が公表した、「南海トラフ巨大地震」の津波浸水想定結果による。

その結果、図2に示すとおり、低地のほとんどが浸水する想定となった。

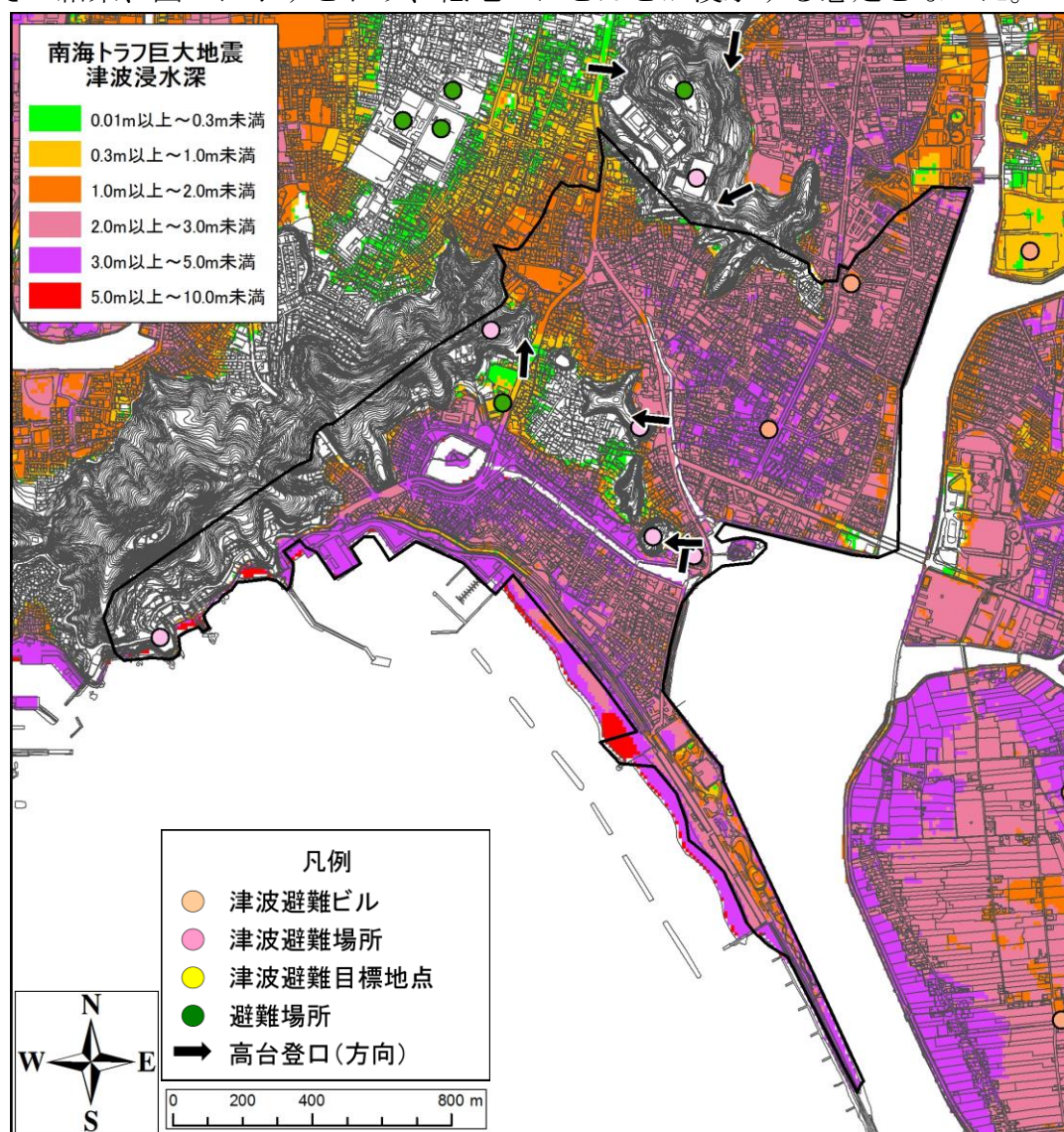


図2 津波浸水想定区域図

第2 避難対象地域

新和歌浦、和歌浦東1～4丁目、和歌浦中1～3丁目、和歌浦西1・2丁目、和歌浦南1～3丁目、和歌川町を避難対象地域として設定する。避難対象人口は約8,500人である。

第3 津波到達時間

地区における津波到達時間は、最短46分で浸水が開始する結果となっている。

第4 被害想定

和歌山県が平成26年に公表した被害想定結果をもとに、当該地区の地震・津波による被害の結果を表1に示す。

表1 被害想定調査結果(冬夕方18時風速8m/秒・早期避難しない)

全壊	死者	重傷者	軽傷者
約3,600棟	約2,100人	約150人	約320人

第2節 避難に必要な情報の確認

第1 避難体制の構築

1cmの津波が到達するまでの間に、安全な場所に避難するための検討を行う。

第2 避難開始時間、避難歩行速度の設定

地震発生から5分後に避難を開始し、避難行動要支援者の避難や家屋倒壊、道路閉塞等を考慮し、避難歩行速度は毎分30mを基本とする。

また、可能な限り、より標高が高く、より離れた安全な場所をめざすことが重要であることから、より迅速に避難した場合(避難歩行速度:毎分60m)の検証も行う。

【避難可能時間】

46分(1cm津波到達時間) - 5分 = 41分

【避難可能距離】

- ・幅員3m以上の避難路が整備されている緊急避難場所:
 $41分(避難可能時間) \times 60(秒換算) \times 0.5m/s = 1,230m$
- ・幅員3m以上の避難路が整備されていない緊急避難場所:
 $41分(避難可能時間) \times 60(秒換算) \times 0.35m/s = 861m$
- ・より迅速に避難した場合:
 $41分(避難可能時間) \times 60(秒換算) \times 1.0m/s = 2,460m$

第3 緊急避難場所、避難経路の設定

津波からの避難は、できるだけ安全な場所(避難先安全レベル2以上)に避難することが基本である。しかし、避難する時間がないなどの緊急時のみ、十分な高さが確保されている場所(避難先安全レベル1)に避難することも考える。

周辺の緊急避難場所を表2(p.5)及び表3(p.5)に、避難経路や避難方向を図3(p.5)に示す。

平成25年3月公表の津波浸水想定を踏まえた和歌山県の緊急避難先の安全レベルの考え方にに基づき、どこの緊急避難場所がより安全であるかをわかりやすく表現するため、各避難先に安全レベルを設定している。

安全レベルの説明図を、図4(p.6)に示す。

表2 避難先安全レベル2以上の緊急避難場所一覧

避難先安全レベル	名称	住所	避難可能場所
☆☆☆(3)	秋葉山配水池	和歌浦1丁目393-9	敷地内
	秋葉山公園	秋葉町14	敷地内
	萬波(駐車場)	新和歌浦2-10	駐車場
	和歌公園 鏡山地区	和歌浦	敷地内
	和歌公園 権現山地区	和歌浦	敷地内
	和歌公園 津屋公園・城跡山地区	和歌浦	敷地内
☆☆(2)	和歌浦小学校	和歌浦西2丁目1-18	3階以上

表3 避難先安全レベル1の緊急避難場所一覧

避難先安全レベル	名称	住所	避難可能場所
☆(1)	インペリアル和歌浦	和歌浦東2-8-15	2階以上の共用部分
	ライオンズマンション和歌山塩屋	塩屋5丁目2-33	2階以上エレベーター前廊下部分
	和歌川苑	和歌川町5-44	3階ホール及び共用部分

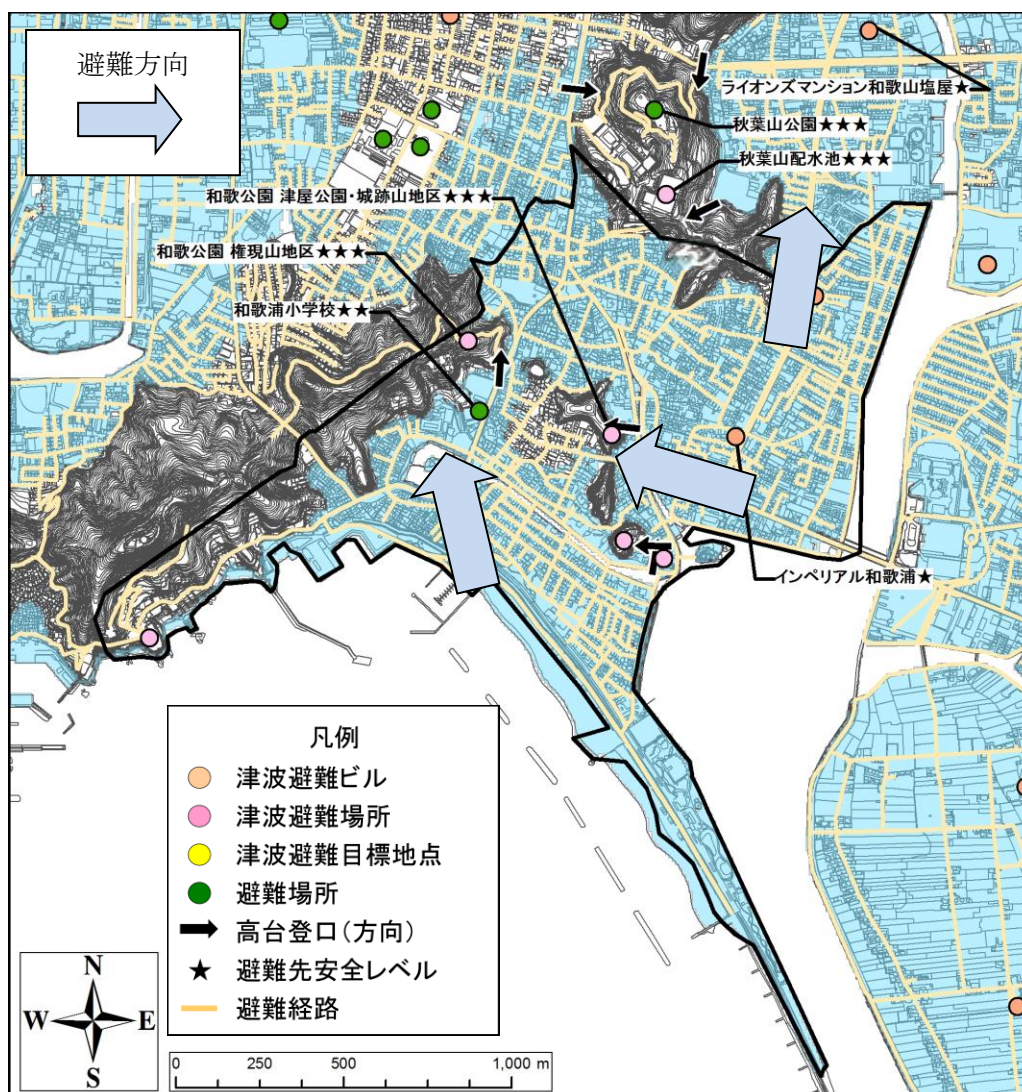


図3 避難経路図

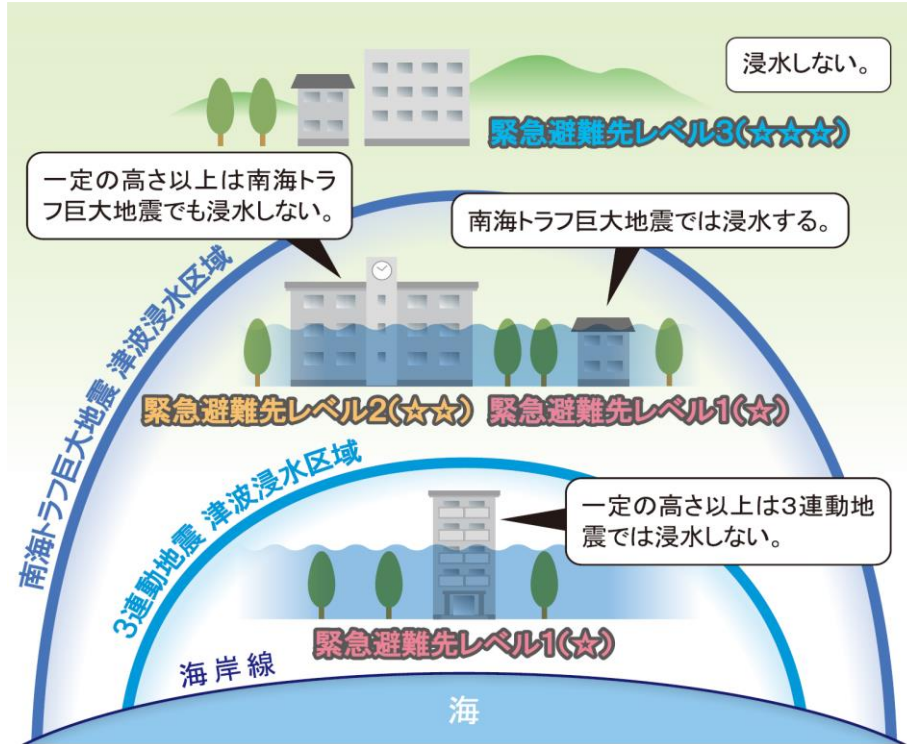


図 4 津波避難先安全レベル説明図

第3節 迅速な避難の徹底

第1 地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合の避難可能な範囲の検証

緊急避難場所に、地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合に、津波が到達するまでの避難可能範囲を図5に示す。

その結果、地震発生後、すぐ避難した場合、地区全域で避難先安全レベル2以上の緊急避難場所に逃げ切れることが確認された。

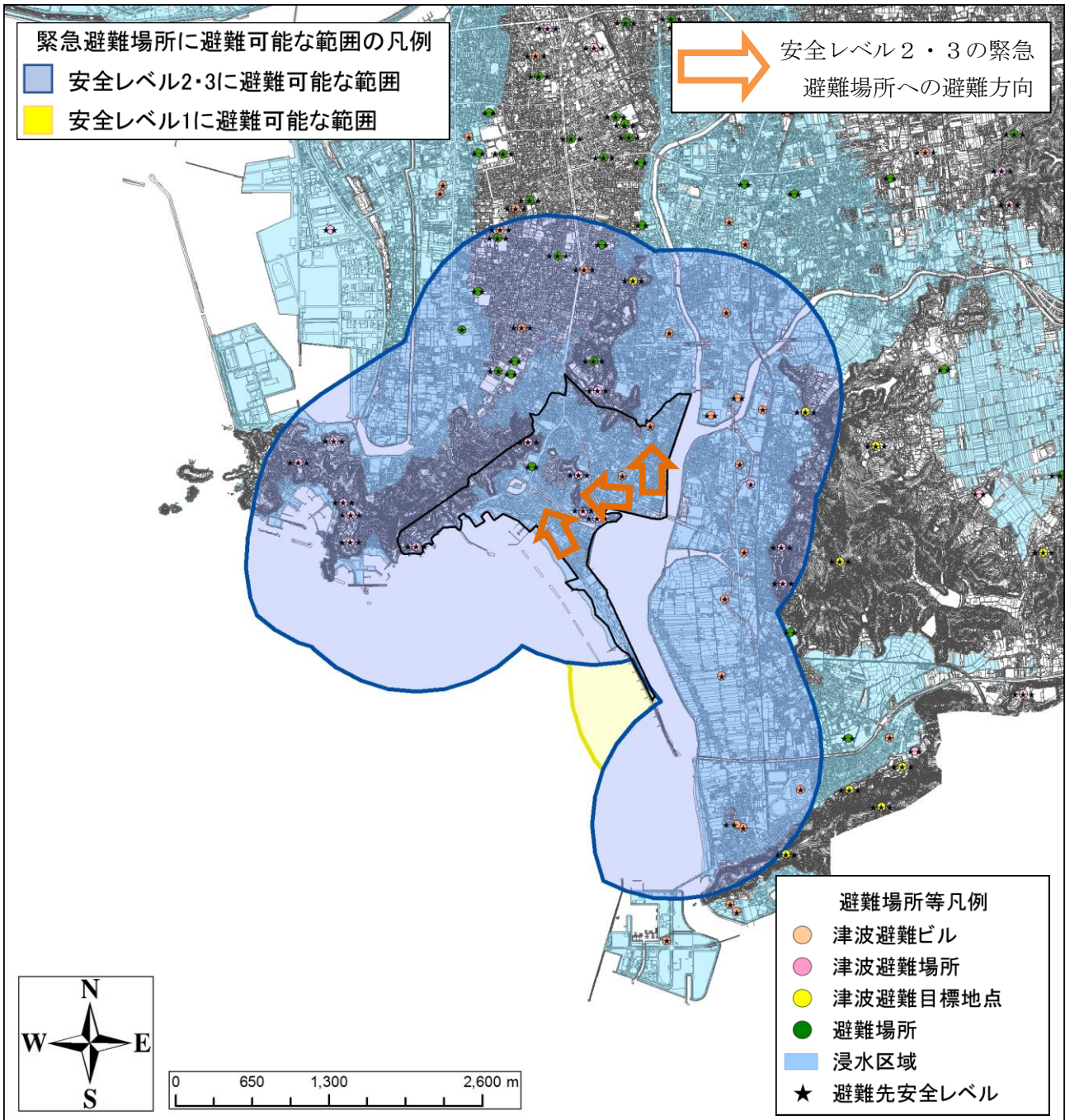


図5 地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合の避難可能範囲

第2 地震発生から5分後に、毎分60mで避難した場合の避難可能な範囲の検証

緊急避難場所に、地震発生から5分後に、より迅速に避難した場合（毎分60m）の津波が到達するまでの避難可能範囲を図6に示す。

その結果、図5と比較して、避難可能範囲が拡大し、より安全な緊急避難場所への避難が可能であることが確認できた。

可能な限り、より標高が高く、浸水想定区域からより離れた安全な場所を目指すことが重要である。

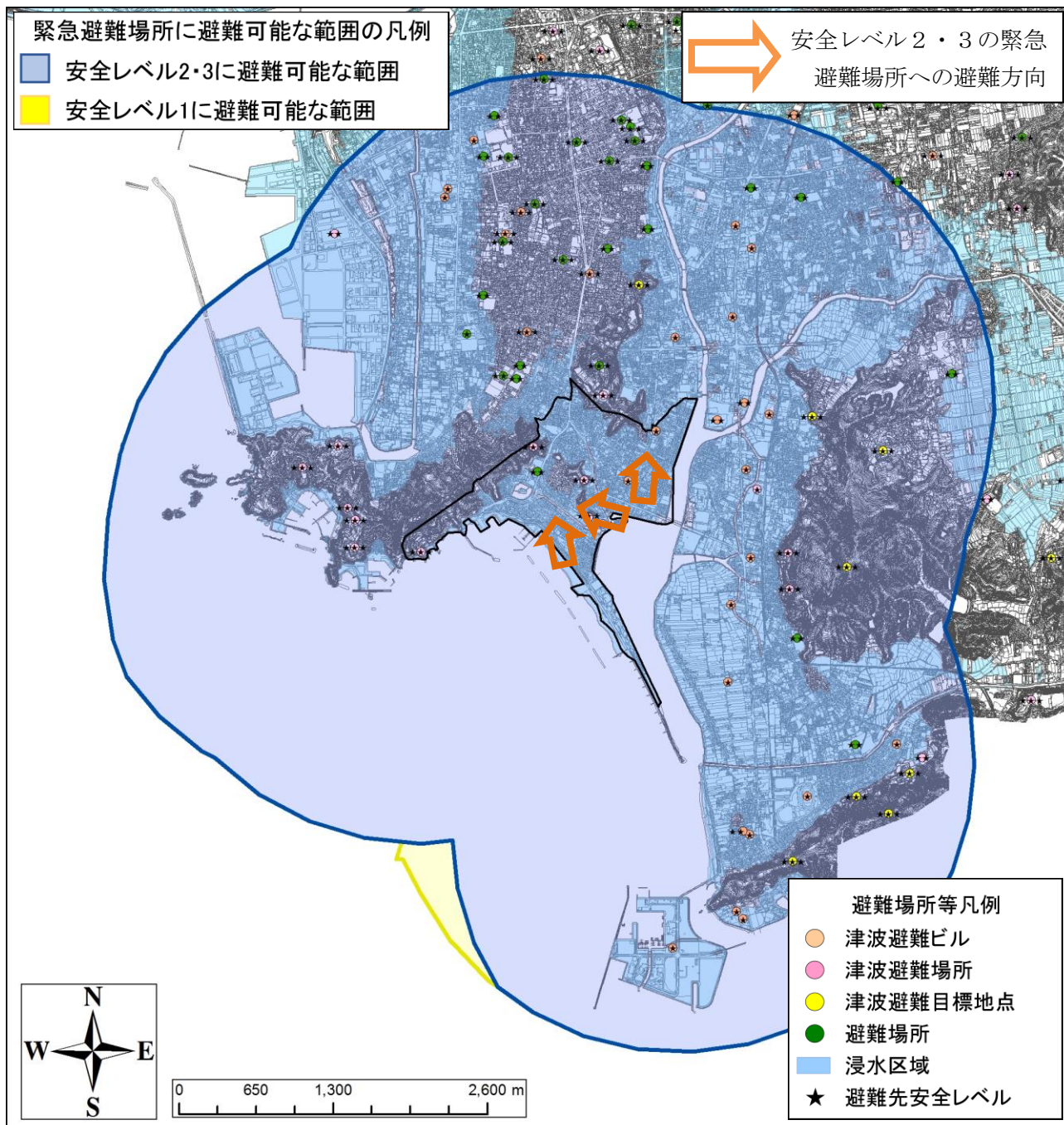


図6 地震発生から5分後に、より迅速に避難した場合（毎分60m）の避難可能範囲

第3 地域の事情を踏まえた避難方法

これまでの検証を踏まえ、地区住民でワークショップを行い、避難経路や避難場所候補の検討を行った。地域の事情を踏まえた詳細な結果は、「検討結果図」に示した。

検討結果図

地域の近隣住民で、避難場所や地区の課題などに関して、ワークショップを実施したことなどを踏まえ、以下の6つのグループにとりまとめた。

これらの地域の実情を踏まえた内容を参考にしながら、避難を行うことが重要である。

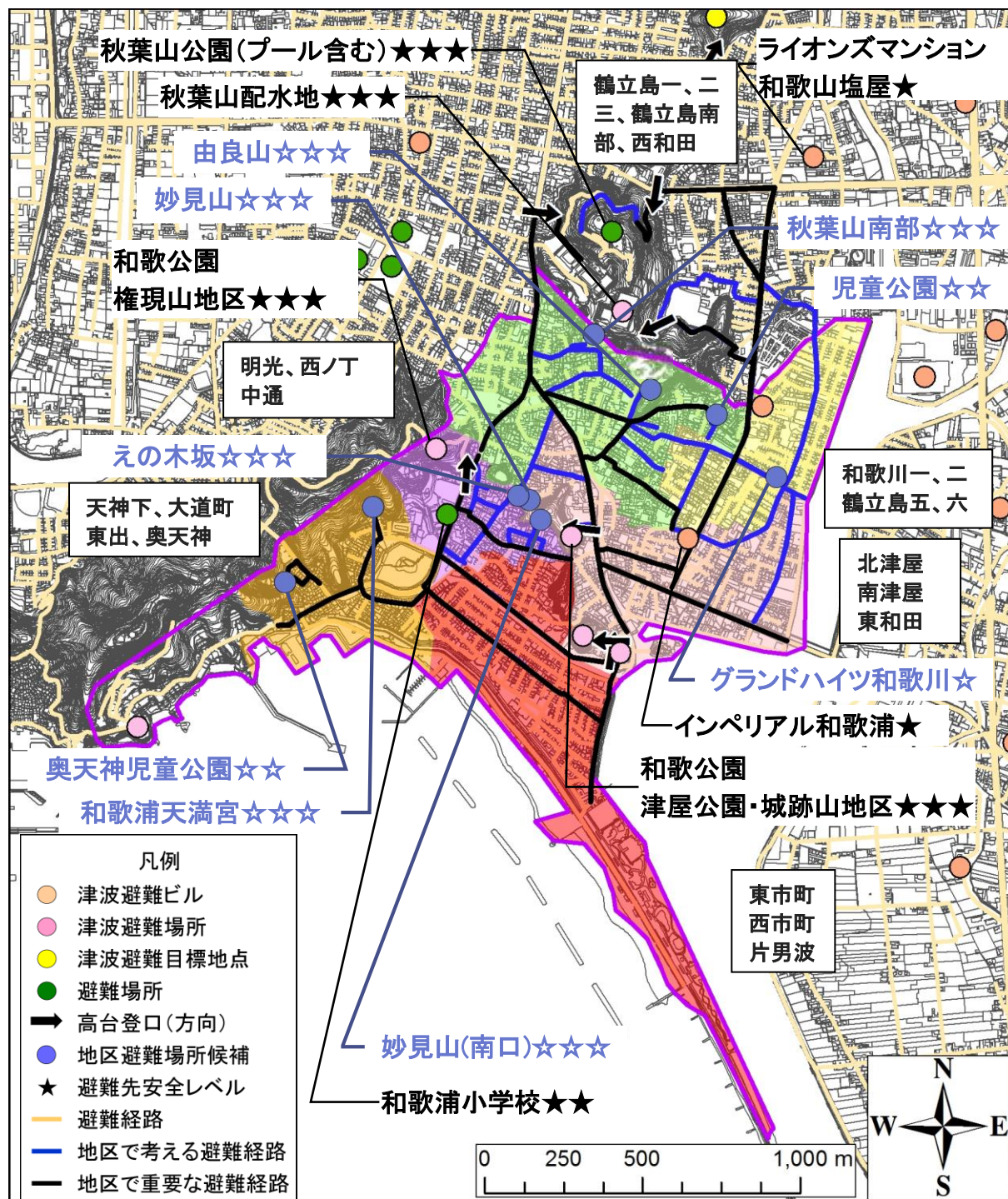


図7 和歌浦地区グループ分け図

➤ 鶴立島第一、二、三、鶴立島南部、西和田

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
鶴立島第一	秋葉山公園（プール含む）	110 人
鶴立島第二		540 人
鶴立島南部		500 人
西和田		820 人
鶴立島第三	由良山	300 人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・避難経路が狭い。
- ・落橋（かぶと橋等）のおそれがある。
- ・地域の一部では、ブロック塀の倒壊のおそれがある。
- ・地域の一部では、家屋の倒壊のおそれがある。

【MEMO】

3. 検討結果図

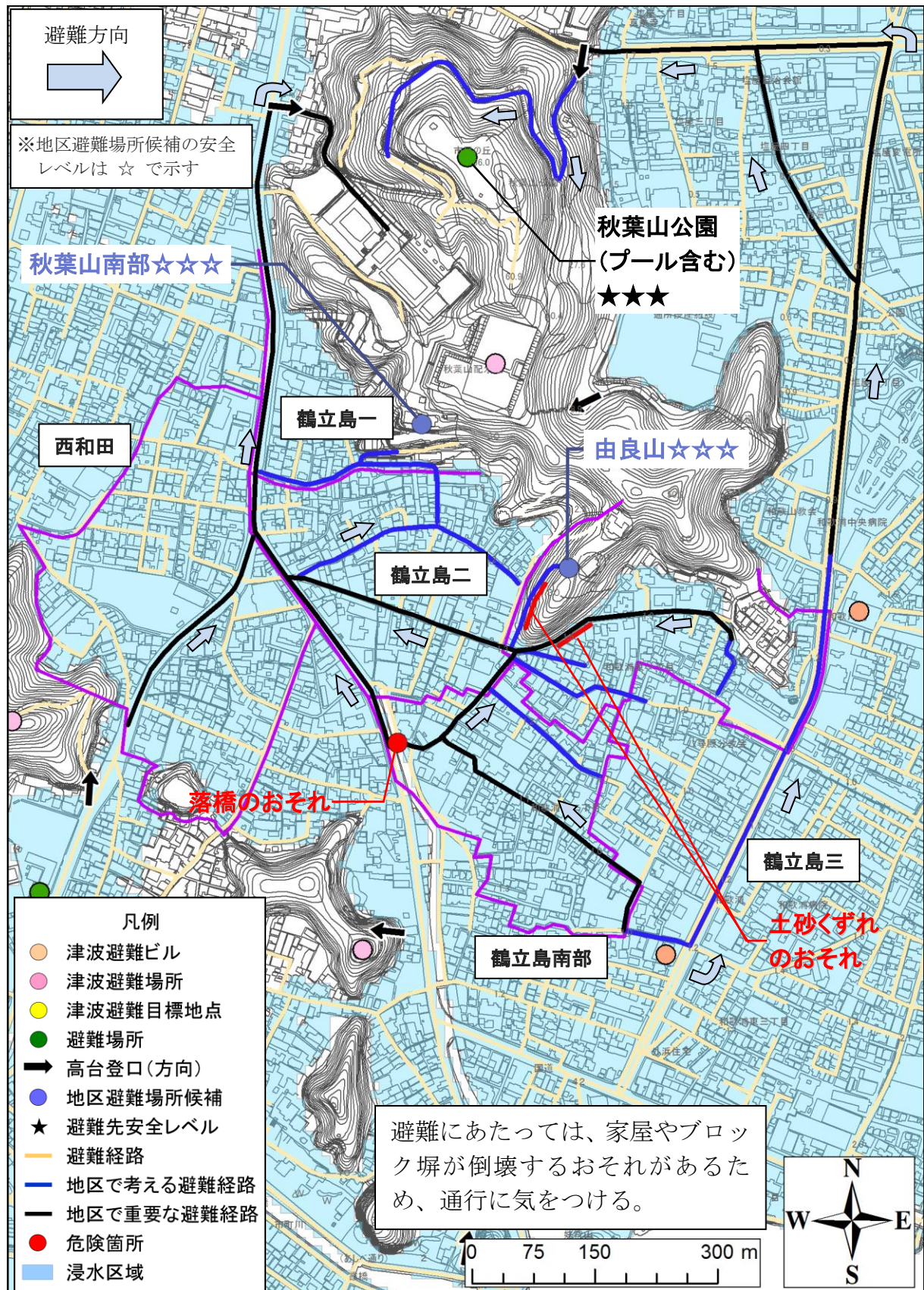


図 8 鶴立島第一、二、三、鶴立島南部、西和田検討結果図

➤ 和歌川第一、二、鶴立島第五、六

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
和歌川第一 和歌川第二	秋葉山公園（プール含む）	480 人 440 人
鶴立島第五 鶴立島第六	秋葉山配水池 秋葉山公園（プール含む）	340 人 290 人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・ 地域の一部では、ブロック塀が倒壊するおそれがある。
- ・ 近くの公園の入口の勾配が急である。
- ・ トンネルの崩壊のおそれがある。
- ・ 秋葉山中腹にある貯水池の崩壊のおそれがある。
- ・ 避難場所が少ない。

【MEMO】

3. 検討結果図

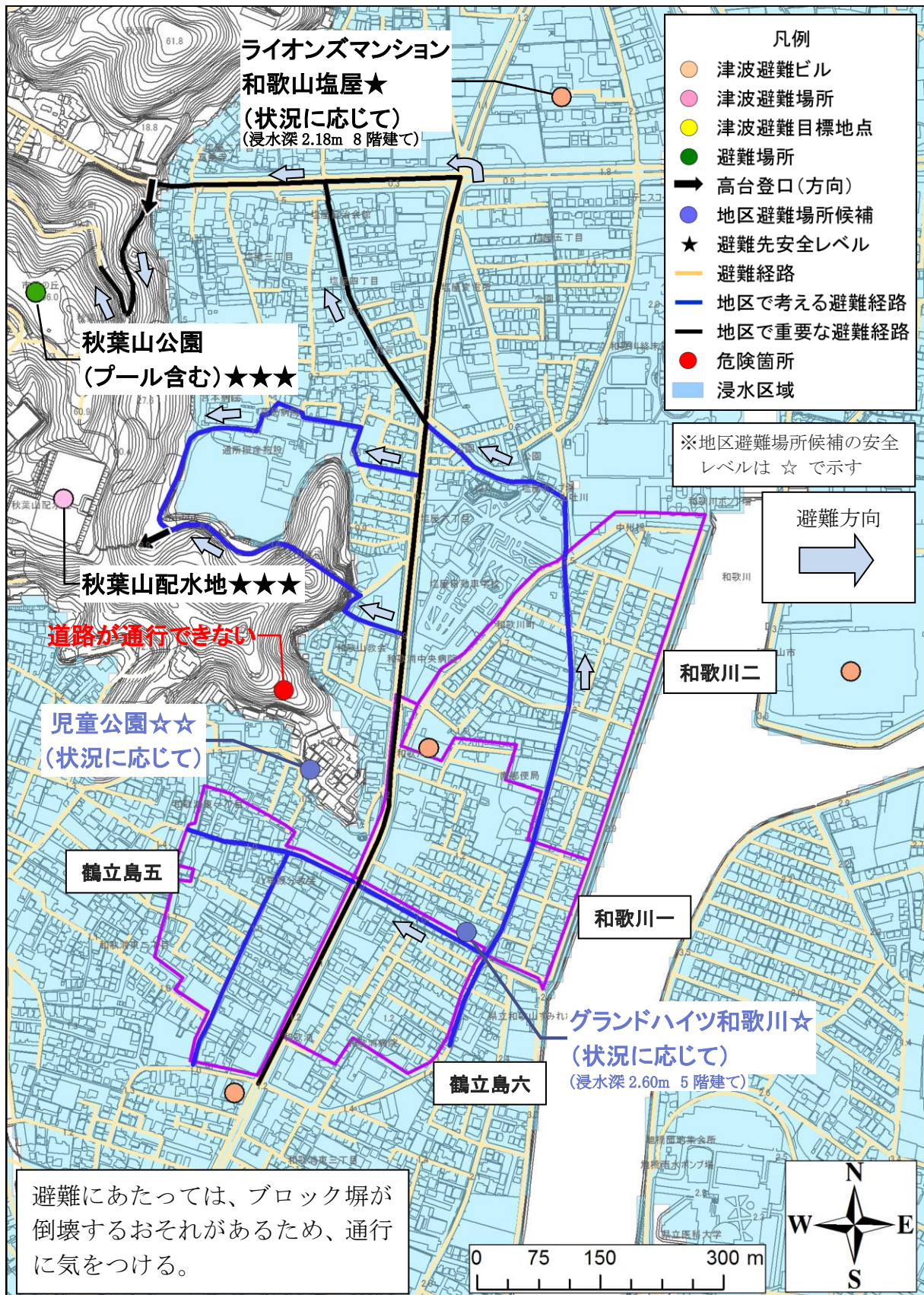


図9 和歌川第一、二、鶴立島第五、六検討結果図

➤ 北津屋、南津屋、東和田

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
北津屋	秋葉山公園（プール含む） インペリアル和歌浦（限定人員のため）	1,380 人 30 人
南津屋	妙見山	480 人
東和田	妙見山	250 人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・秋葉山へのトンネルの崩落のおそれがある。
- ・落橋（津屋中橋等）のおそれがある。
- ・秋葉山公園で道に倒木の危険性がある。
- ・山の近くでは、土砂くずれのおそれがある。

【MEMO】

3. 検討結果図

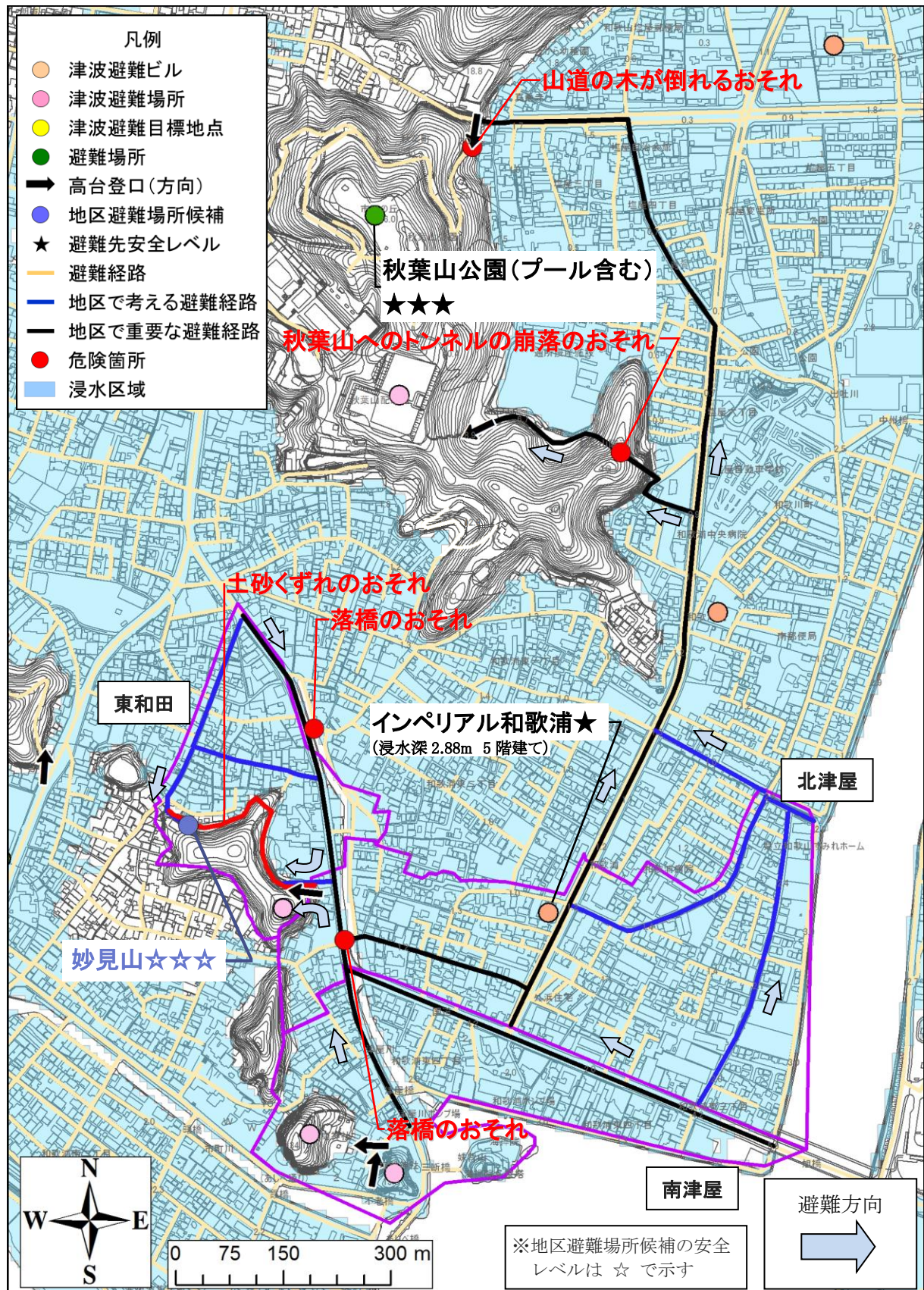


図 10 北津屋、南津屋、東和田検討結果図

➤ 明光、西ノ丁、中通

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
明光	和歌浦小学校 和歌公園権現山地区 えの木坂(緊急時のみ)	170 人
西ノ丁	和歌公園権現山地区	240 人
中通	妙見山(南口) 和歌浦小学校	170 人 30 人

2. 地区の課題に関する情報(危険箇所など)

- ・古い家屋が多く、密集している。
- ・道路が狭い。

【MEMO】

3. 検討結果図

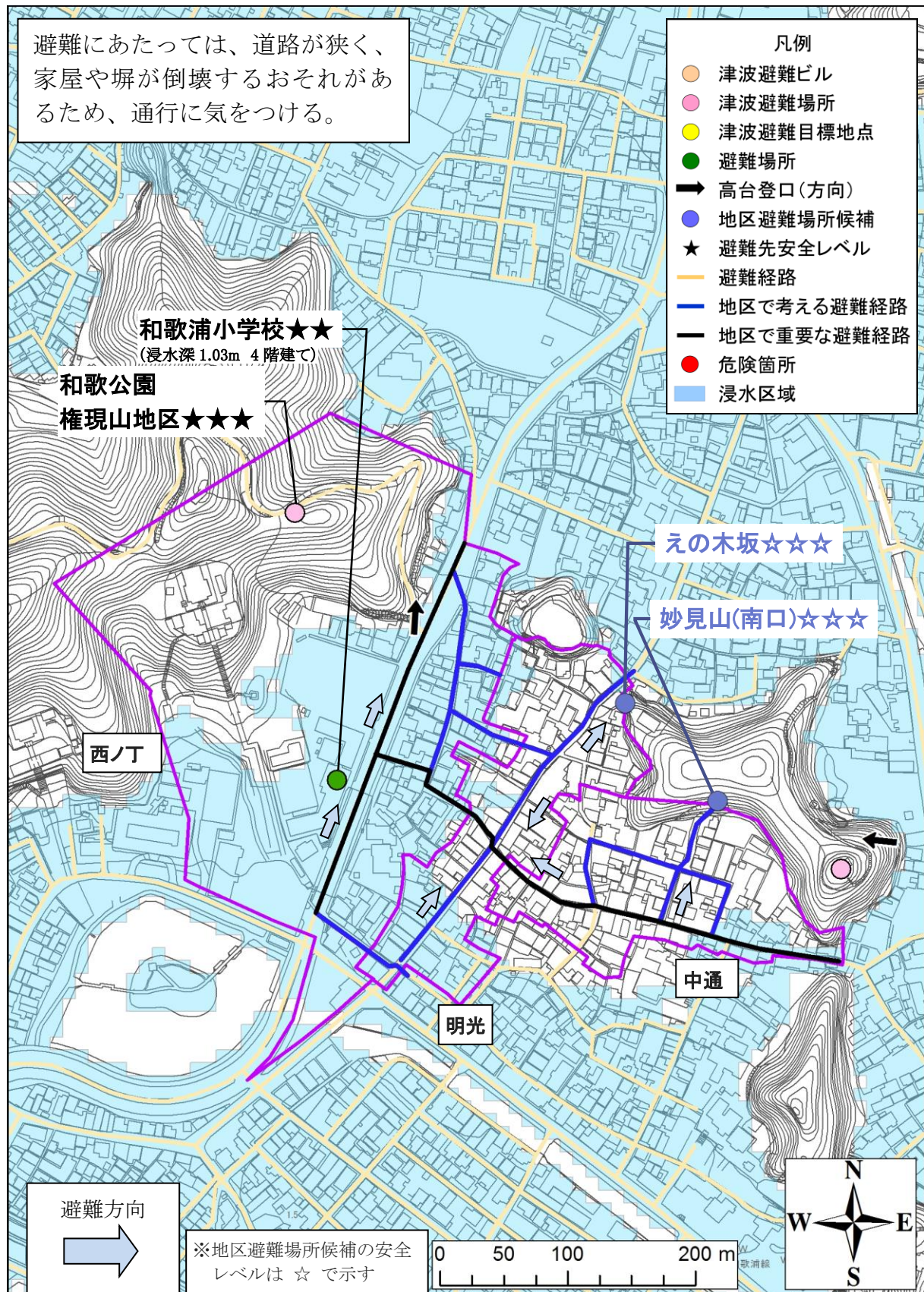


図 11 明光、西ノ丁、中通検討結果図

➤ 東市町、西市町、片男波

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
東市町	和歌公園権現山地区	210 人
西市町	和歌公園権現山地区	80 人
片男波	和歌浦小学校 和歌公園権現山地区	950 人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・落橋のおそれがある。
- ・道路が狭く、建物が倒壊し、通行不能のおそれがある。

【MEMO】

3. 検討結果図

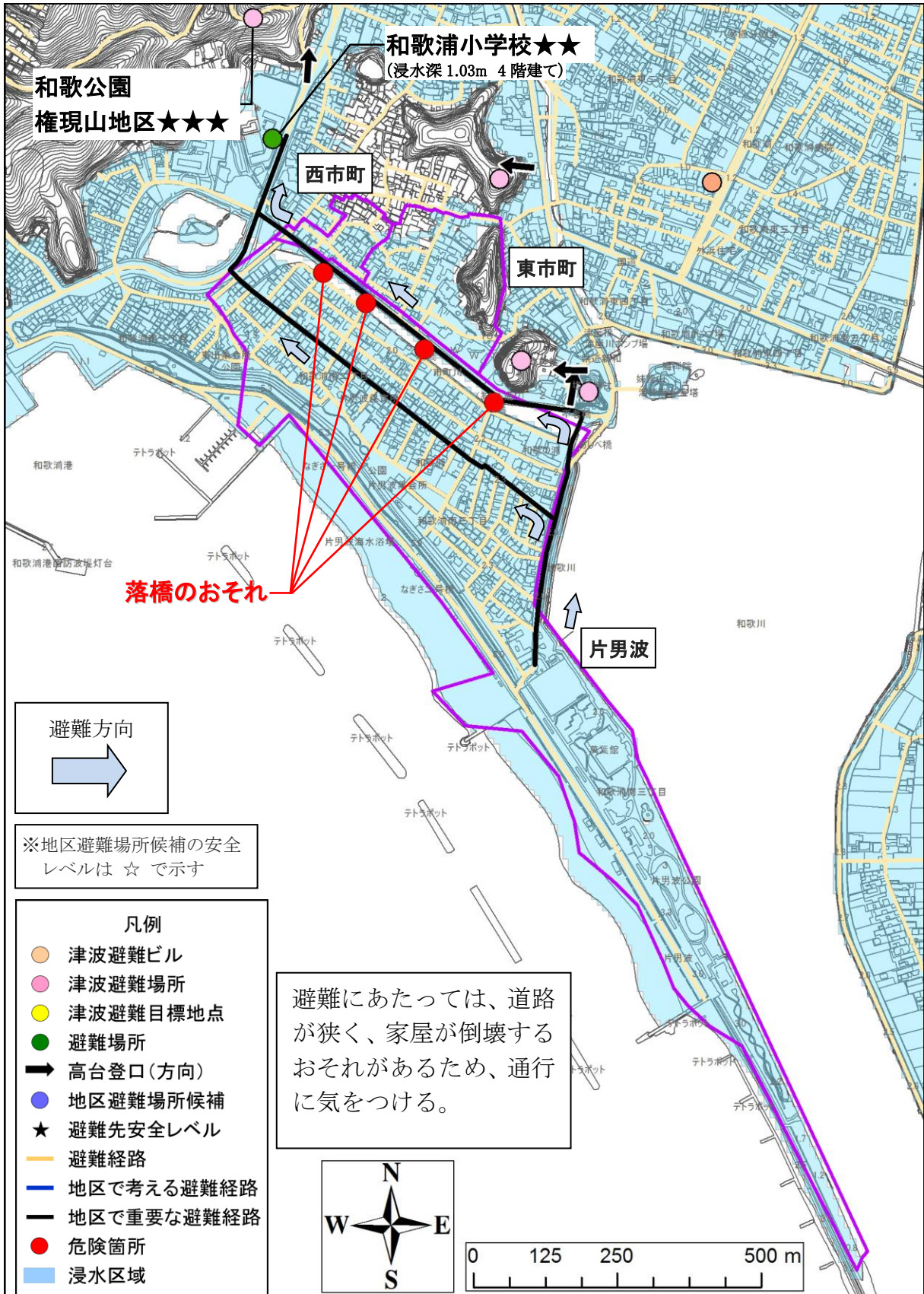


図 12 東市町、西市町、片男波検討結果図

➤ 天神下、大道町、東出、奥天神

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
天神下	和歌浦天満宮	200 人
大道町	和歌浦小学校 和歌浦天満宮	100 人 50 人
東出	和歌浦小学校 和歌浦天満宮	90 人 90 人
奥天神	奥天神児童公園	120 人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・家屋の間隔が狭い。
- ・避難場所に草が茂っている。
- ・地域の一部では、避難経路に自転車等、物品があり、通行の妨げになる。
- ・避難経路の階段が急である。
- ・倒木の危険性やくずれてくるおそれがある。

【MEMO】

3. 検討結果図

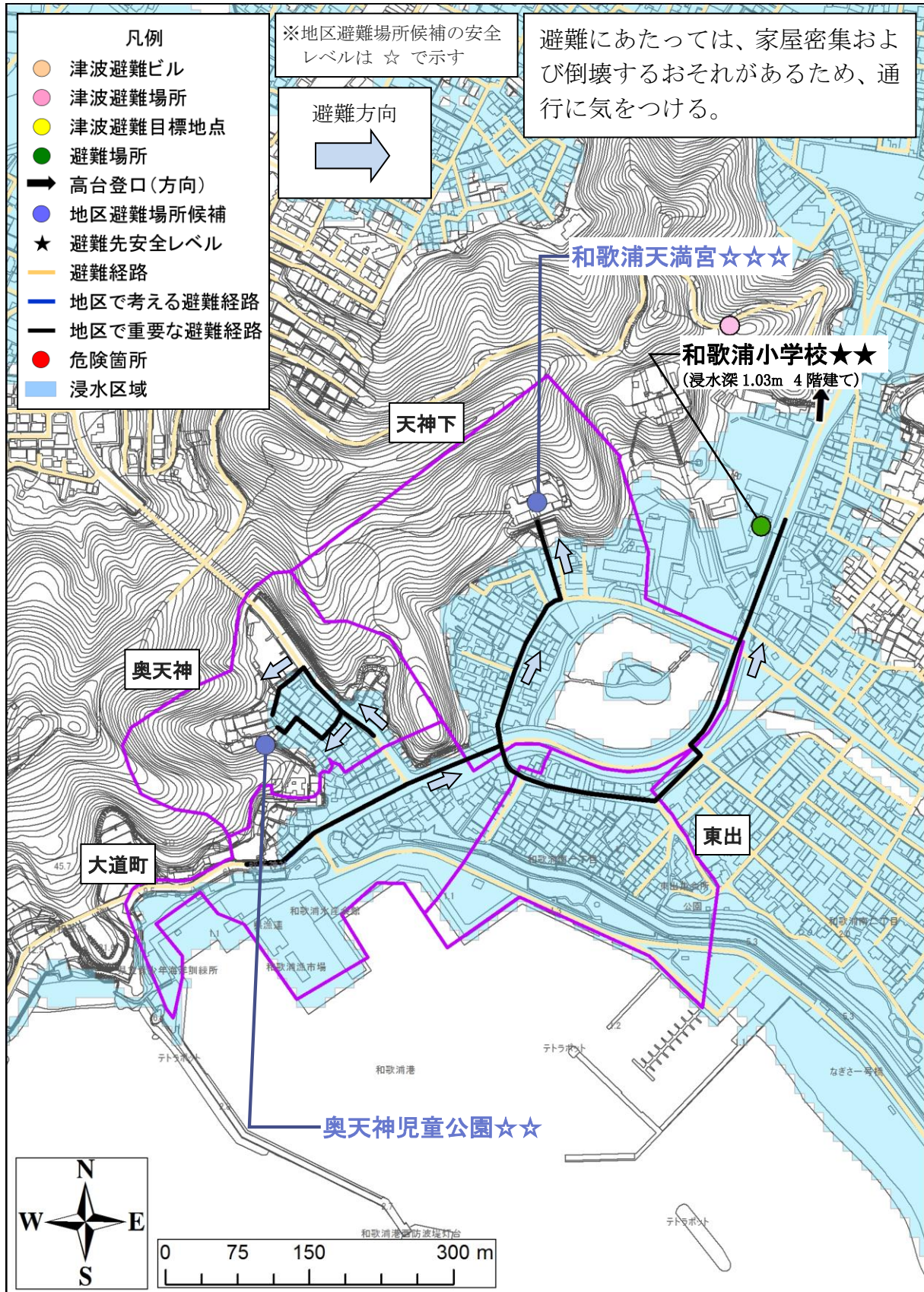


図 13 天神下、大道町、東出、奥天神検討結果図

③和歌浦地区タイムライン（地震編）

※震度6弱以上を想定

	経過時間	一般的な出来事	住民	和歌浦地区防災会
初動対応	発災直後	地震発生 建物倒壊、出火が始まる 停電、断水、ガスが止まる	安全確保	安全確保
	1時間まで	避難所開設 救命救急活動 火災が拡大 二次災害の呼びかけ	一時避難	地区防災本部設置 情報収集 安否確認 要配慮者支援
応急対応	6時間まで	被害の中心地や範囲が判明	安全な場所へ避難する	避難所開設支援
	1日まで	物資の配布 自衛隊が到着	避難所を運営する	避難所運営体制の 構築 備蓄の配付
	3日まで	広域火災が鎮火、停電解消 ボランティア支援開始 生き埋めなどの生存低下		在宅避難者の把握
復旧期	2週間まで	行方不明者の捜索完了 仮設住宅の建設 水道やガスの復旧		
復興期	1か月後	罹災証明発行 仮設住宅入居開始		

(3) 風水害

①防災マップ 風水害編

地区の大部分で浸水する想定である。(点線は主要道路)

防災マップ 風水害編
田野・和歌浦を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/res/projects/default_project/page/001/049/769/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/fusuigai/14_fusuigai_map.pdf

図14 和歌浦地区防災マップ(風水害)

②和歌浦地区タイムライン（水害版）



警戒 レベル	気象庁が発表	行 政	住 民	和歌浦地区防災会
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険が迫っているため、今いる場所よりも安全な場所へ直ちに避難する	
4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮警報	避難指示	近くの避難所や自宅の上階へ避難開始	支部や避難所と連携し、必要な支援を行う
3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	要配慮者とその支援者は近くの避難所や自宅の安全な場所へ避難開始	
2	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報		テレビやラジオ等で気象情報に注意する	インターネット等で情報を収集する
1	早期警戒情報			テレビやラジオ等で気象情報に注意する

③大雨時の避難行動

大雨に備え、下記のフロー図を参考に、あなたの避難行動を考えておきましょう。
 自宅周辺の危険な箇所等を確認してください。

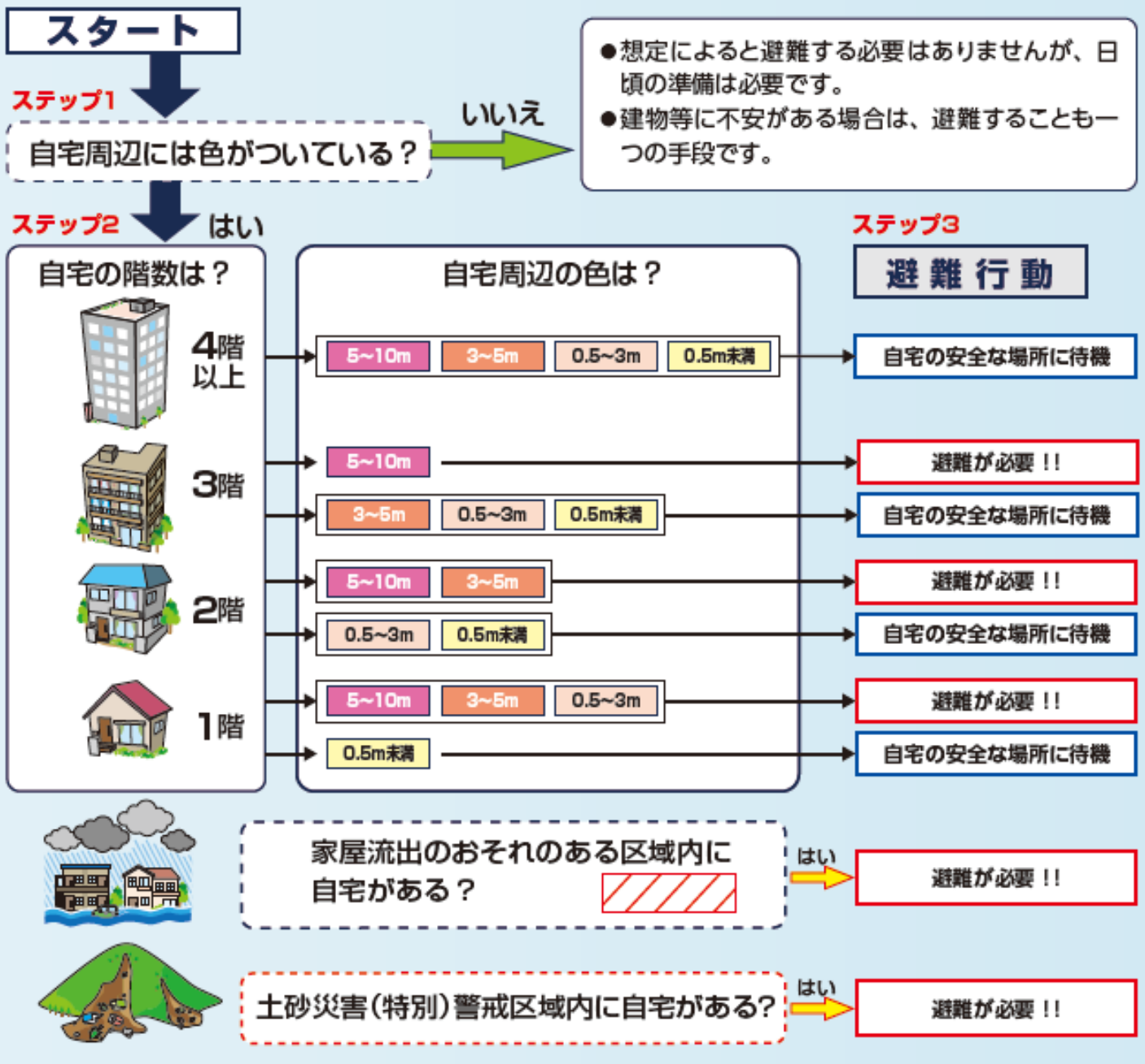


図15 大雨時の避難行動判断フロー図

(4) 土砂災害

土砂災害ハザードマップ

警戒区域及び特別警戒区域がある。

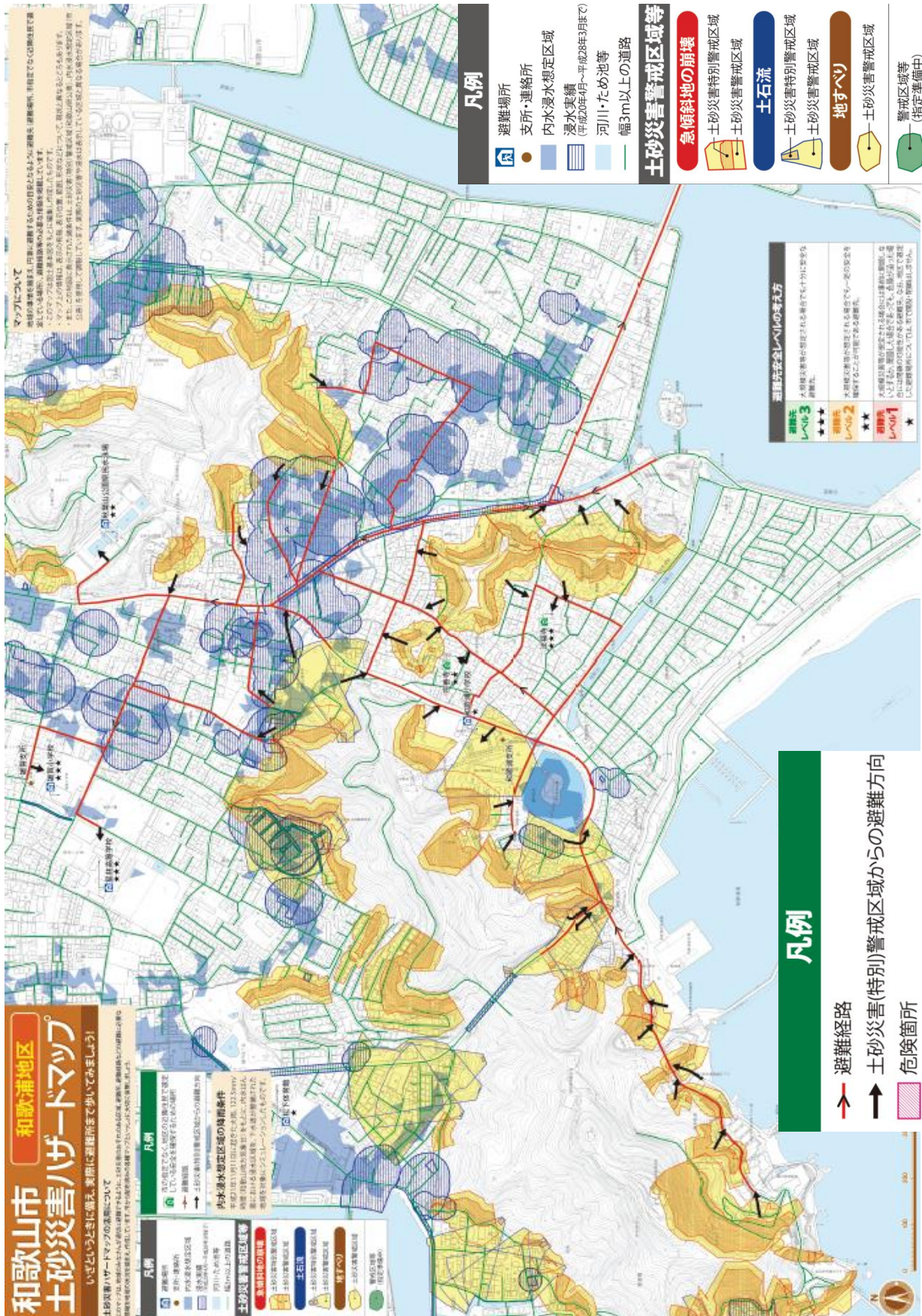


図16 和歌浦地区土砂災害ハザードマップ

あなたのとるべき行動は！

Actions you should take

你应当采取的行動! 당신이 취해야 할 행동은!

情報収集



警報発令

避難準備



避難開始



土砂災害の種類

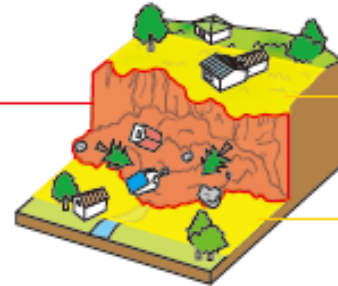


Types of landslide disasters 泥沙災害的种类 토사 재해의 종류

大雨や台風、地震が起きたときには、地盤がゆるみ、がけ崩れや土石流、地すべりといった土砂災害を引き起こす可能性があります。

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

土砂災害特別警戒区域

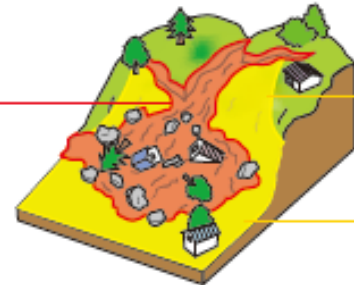


土砂災害警戒区域

地面にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。

土石流

土砂災害特別警戒区域



土砂災害警戒区域

長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。

地すべり

土砂災害特別警戒区域



土砂災害警戒区域

大雨や長雨等により雨水が地面にしみ込み、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動きだすものをいいます。

図17 とるべき行動と土砂災害の種類

2 防災活動

(1) 和歌浦地区防災会規約

(名称)

第1条 この会は、和歌浦地区防災会（以下「防災会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 防災会の事務局は、和歌山市和歌浦西2丁目1番19号の和歌山市役所和歌浦支所に置く。

(目的)

第3条 和歌浦地区における防災対策について「自分たちの町は自分たちで守る」という意識のもとに、防災会が必要な事項を定め、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(防災会の構成)

第4条 防災会の主体は、和歌浦地区内にある住民をもって構成する。

2 防災会は、単位自治会長、和歌浦地区各種団体等の集合体である。

3 防災会に事務局（広報部、防火部、災害対策部、避難所運営部、救出救護部、給食給水部）を置くことができる。

4 事務局は、次条に定める事業の計画立案及び具体的な実施方針を策定し、防災会総会へ提案する。

(事業)

第5条 防災会は、第3条の目的を達成するため、自主防災組織との密接な連携のもとに、次の事業を行う。

(1) 防災計画の作成。

(2) 防災に関する知識の普及に関すること。

(3) 地震等に対する災害予防に関すること。

(4) 地震等災害が発生した場合は、必要に応じ避難所を開設し、情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、食料等の確保など応急対策に関すること。

(5) 防災訓練の実施に関すること。

(6) 防災有機材等の備蓄に関すること。

(7) 災害時の被災者支援ボランティア受援に関すること。

(8) その他、防災会の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第6条 防災会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 事業局
 - ア 局長 1名
 - イ 局次長 若干名
 - ウ 各部長 単位自治会長及び和歌浦地区各種団体等

(役員を選出)

第7条 防災会に次の役員を選出する。

- (1) 会長は、和歌浦地区連合自治会長が充たる。
- (2) 副会長は、和歌浦地区連合自治会副会長が充たる。
- (3) 会計は、和歌浦地区連合自治会会計が充たる。
- (4) 会計監査は、和歌浦地区連合自治会会計監査が充たる。
- (5) 事業局役員(局長、局次長)は、和歌浦地区防災会役員会議で選出されたものが充たる。
- (6) 事業局員は、事業局役員会議で選出されたものが充たる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2カ年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 任期なかばにおいて選任された役員任期は、その改選期の末日とする。

(役員任務)

第9条 会長は、防災会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を分担して代行する。
- 3 会計は、防災会の会計事務一切を行う。
- 4 会計監査は、防災会の会計を公正に監査する。
- 5 事業局長は、防災会事業局を総括し、各部並びに各単位自治会の自主防災組織の連絡調整を行う。
- 6 事業局次長は、事業局長を補佐し、事業局長に事故ある時はその職務を分担して代行する。
- 7 事業局員は、防災会の業務全般を行う。
- 8 各部長は、各担当部の任務遂行及び処理を行う。
- 9 各副部長は、各部長を補佐し、部長に事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第10条 防災会の会議は、定例総会、臨時総会及び事業局会議とする。

2 事業局会議は、次の役員で構成する。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 事業局役員

3 定例総会は、規約改正、事業計画、収支予算及び会計報告等を行う。

4 防災会総会は、特に必要な場合は臨時に招集することができる。

5 事業局会議は、必要に応じ開くものとする。

6 防災会総会の開催は、会長が招集する。また、事業局長は会の議長を務める。

7 事業局会議の開催は、事業局長が招集する。また、事業局長は会の議長を務める。

8 会議の議決は、出席者の過半数によって決する。

(役員会)

第11条 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の変更。

(2) 前年度の事業報告及び収支予算作成。

(3) 事業計画及び収支予算作成。

(4) 防災会総会への提出議案。

(事業局会議)

第12条 事業局会議は、次の事項を審議する。

(1) 防災会の事業執行に必要な事項。

(2) その他、事業局会議が特に必要と認めた事項。

(経費)

第13条 防災会の運営に要する経費は、和歌浦地区各単位自治会会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回会計監査が行う。

2 会計監査は、会計監査の結果を防災会総会に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この規約に定めのない事項で、防災会の運営に必要な事項については、会長が防災会総会に図り審議する。

附 則

この規約は、平成18年度定例総会で承認された日より施行する。

附 則

この規約は、平成20年度幹事会で承認された日（平成20年7月8日）より施行する。

附 則

この規約は、平成20年度幹事会で承認された日（平成20年2月18日）より施行する。

附 則

この規約は、平成21年度幹事会で承認された日（平成22年3月12日）より施行する。

附 則

この規約は、平成24年度常任幹事会で承認された日（平成24年5月29日）より施行する。

附 則

この規約は、平成27年度幹事会で承認された日（平成27年6月23日）より施行する。

附 則

この規約は、平成29年2月23日承認され平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成29年度常任幹事会で承認された日（平成30年6月22日）より施行する。

附 則

この規約は、令和2年度常任幹事会で承認された日（令和2年12月7日）より施行する。

附 則

この規約は、令和6年11月22日承認され令和6年12月1日より施行する。

(2) 平常時における防災活動

項目	具体的内容
防災訓練	避難所までの避難訓練や避難所受付訓練などを実施する。
防災講座	和歌山市職員出前講座で「和歌山市の災害と防災対策」及び「マイタイムラインを作ろう～風水害に備えて～」を受講する。
防火、 救出・救護の 慣熟	消防署が行う「防火・防災の集い」などを通じて、消火器の取扱いやAEDの取扱いを習熟する。
災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携し、住宅の耐震化・家具の固定や配置の重要性を周知するとともに、個人宅での備蓄を推奨する。 ・避難先や避難経路について家族と話し合う重要性を周知する。
安全点検	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の危険箇所を確認するために、まち歩きを実施する。 ・防災資機材の定期点検を行う。
要配慮者 支援体制の 整備	地区居住者と要配慮者が顔の見える関係を形成し、災害発生時に迅速に避難できるように、必要に応じて防災訓練の内容を考える。

(3) 中長期的な活動予定

課 題	内 容
担い手の育成	和歌山県主催の防災士育成研修（紀の国防災人づくり塾）へ参加する。
災害時協力井戸の普及	災害時に水道が機能しなくなった場合に備え、生活用水を確保するために、協力井戸の周知・登録を呼びかける。
地区内各種団体との協力・連携	消防団等各種団体や連絡所と災害時の役割を決めておく。

(4) 防災研修会の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
防災研修会	和歌山市の災害と防災対策	平成30年 12月16日 (日)

(5) 防災訓練の実施状況

項目	具体的内容	実施（予定） 時期
防災訓練	避難訓練、非常食試食体験	平成30年 12月16日 (日)
	避難訓練、煙体験、AED体験、消火体験、緊急措置体験	令和元年 11月10日 (日)
	段ボールハウスの組立訓練、避難所のコロナ対策関連物品の説明（役員のみ）	令和2年 9月23日 (水)
	VR体験者、子供用防火服着用、AED、煙体験、消火訓練、非常用トイレ設置	令和6年 12月1日 (日)

(6) その他の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
地区防災計画 の見直し	一年間の防災活動の振り返りを行い、本計画の見直しを行う。	総会時 (定例)

(7) 災害時における防災活動

活動名	活動内容
<p>応急対策の指揮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会長（副会長）は、防災会を代表し、会務を統轄する。 ・事業局長は、防災会事業局を総括し、各部並びに各単位自治会の自主防災組織の連絡調整を行う。
<p>情報収集・伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報部は、地区の被害状況を把握する。 ・災害対策部は、災害が発生または危険が予想される場合、連絡網等を使用して住民に対して避難するように呼び掛ける。
<p>現場活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防火部は、地区で発生した火災の初期消火を行う。 ・救出救護部は、被災者の救出・救護を行う。
<p>避難誘導</p>	<p>災害対策部は、避難者の避難誘導を行う。</p>
<p>要配慮者の支援</p>	<p>災害対策部は、要配慮者の安否確認及び避難支援を行う。</p>
<p>避難所の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営部は、避難所の運営を行う。 ・給食給水部は、食料等の確保及び炊き出しを行う。

3 資料編

(1) 避難所一覧

区分	所在地(電話)	避難先 安全レベル
和歌浦小学校	和歌山市和歌浦西2丁目1-18 (073-444-0229)	<ul style="list-style-type: none"> 洪水3 土砂1 津波2

(2) 緊急時の連絡先・災害用伝言ダイヤル

□ 緊急時の連絡先

行政機関	和歌山市消防局	073-422-0119	ライフライン	和歌山市企業局	073-435-1124
	和歌山県警察本部	073-423-0110		関西電力(株) 電気設備に関する お問合わせ(停電等)	0800-777-3081
	和歌山市耕地課	073-435-1051		西日本旅客鉄道(株) お客様センター	0570-00-2486
	和歌山市総合防災課	073-435-1199		【電話】会社名:	
公共医療機関				【ガス】会社名:	
			その他		

※【電話】・【ガス】は契約会社に確認して記入してください。

□ 災害用伝言ダイヤル(171)

災害用伝言ダイヤル(171)は、「声の伝言板」(安否情報)の役割をする電話サービスです。被災地内とその他の地域の人々との間で、伝言の録音・再生をすることができます。

「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って伝言の録音・再生をしてください。

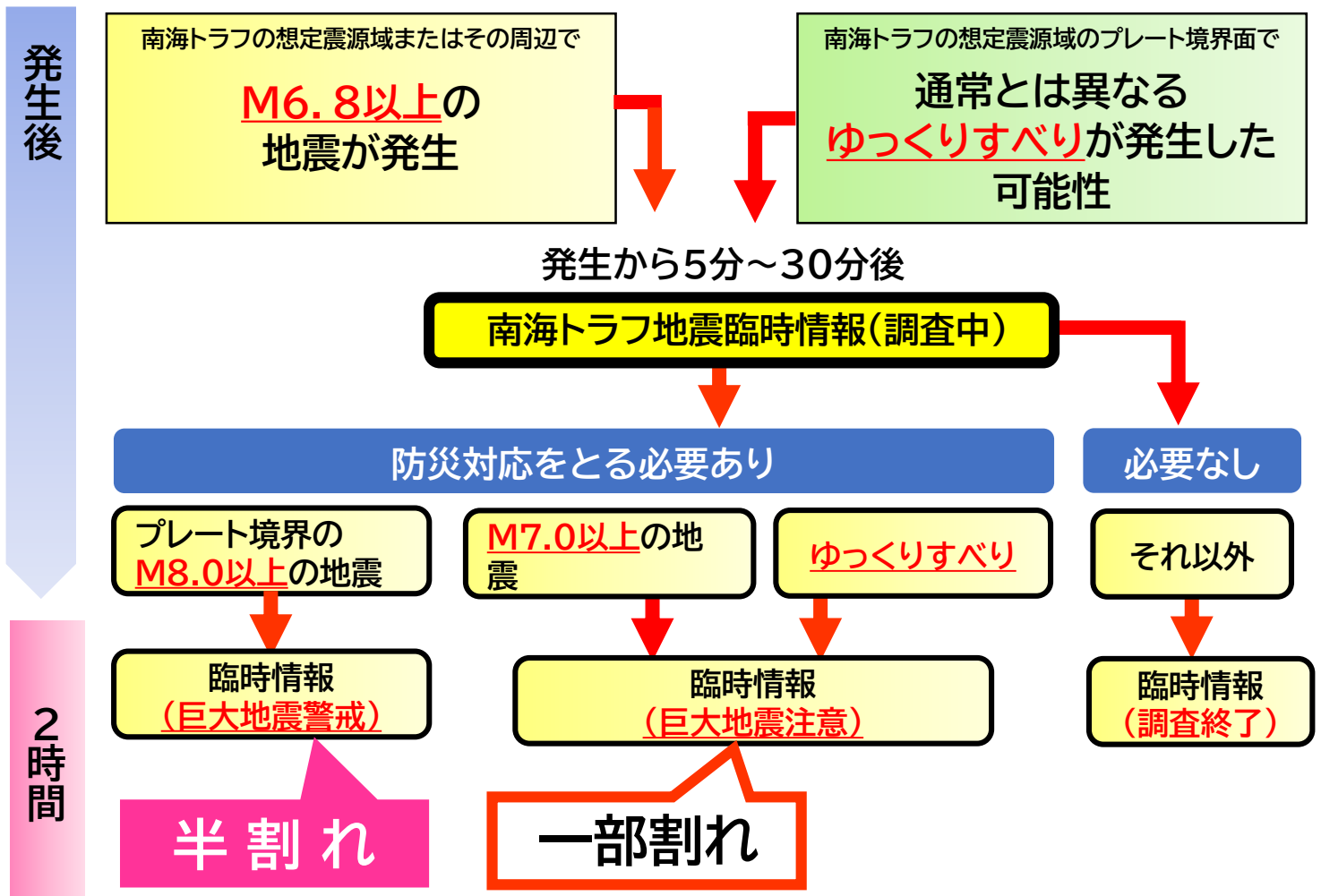
伝言の録音 1 7 1 + 1 + 被災地の人の電話番号 (市外局番から) → 録音

伝言の再生 1 7 1 + 2 + 被災地の人の電話番号 (市外局番から) → 再生

(3) 災害時の情報入手先

内 容	QRコード等
防災情報電話案内サービス 防災行政無線の放送内容を聞くことができる。	0120-077-199
和歌山市防災情報メール 防災行政無線の放送内容をメールで確認することができる。	
和歌山市ホームページ	
和歌山地方気象台ホームページ	
関西電力停電情報	
和歌山県防災ナビ 避難に役立つ機能を備えている。 ・ 避難先検索 ・ 避難カードの共有 ・ 家族の居場所確認 ・ ルートナビ ・ 避難トレーニング ・ 防災情報通知	

(4) 南海トラフ地震臨時情報フロー図



南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！

地震発生からの目安	南海トラフ地震臨時情報		
	巨大地震警戒	巨大地震注意	調査終了
～1週間	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認 事前避難の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認 	
～2週間	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認 		
2週間～	地震の発生に注意しながら通常的生活を行う		

日頃からの備えのポイント!

- ・防災ハザードマップで災害リスクや避難場所等の確認
- ・家庭における備蓄品(飲料水・食料・日用品等)の確認
- ・地震の揺れへの対策(家具の固定・住宅の耐震化等)
- ・防災情報の収集手段の確認(防災情報メール等)

(7) 災害「備え」チェックリスト

【非常用持ち出し袋】

～ 避難の際に持ち出すもの ～



- いざというときに速やかな避難ができるように、必要最小限のものをリュックサックなどにまとめておきましょう。
- 家族構成を考えて他に必要なものがあれば用意しておきましょう。

飲料水・食料(最低1日分 飲料水/500mlペットボトル2本 食料(調理不要なもの/3食分)

- 飲料水
- 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- ヘルメット
- 衣類・下着
- レインウェア
- 懐中電灯
- マッチ・ろうそく
- 携帯トイレ
- ビニール袋
- 予備電池
- 軍手
- 救急用品(絆創膏等)
- 洗面用具
- 携帯ラジオ
- 携帯充電器
- タオル
- アルミブランケット
- 筆記具
- ホイッスル
- 緊急連絡先カード

《感染症対策にも有効です!!》

- マスク
- 体温計
- 消毒用アルコール
- ウエットティッシュ
- ハンドソープ

【子供がいる家庭の備え】

- ミルク
- 哺乳瓶
- 離乳食
- 子供用紙おむつ
- 携帯用お尻洗浄機
- おしりふき
- 子供の靴
- 抱っこひも
- 携帯カトラリー
- ネックライト
- 衣類

【女性の備え】

- 生理用品
- おりものシート
- サニタリーショーツ
- 中身の見えないごみ袋
- 防犯ブザー
- ポンチョ (携帯トイレ用)

《一緒に持出しましょう!!》

- 現金
- 通帳
- 免許証
- 健康保険証
- パスポート
- マイナンバーカード
- 常備薬
- お薬手帳
- 健康の維持管理上必要なもの

【非常備蓄品】

～自宅に備えておくもの～

- 非常備蓄品として、飲料水・食料、その他生活用品を自宅に備えておきましょう。
- 7日間分を目安に備えましょう。

- 飲料水
- 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- 毛布
- ラップ
- 簡易トイレ
- トイレットペーパー
- カセットコンロ
- ウエットティッシュ
- ポリタンク
- ビニール袋(大・中・小) 等



(8) 避難行動の考え方



ひなん
「避難」って
何すれば
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。



**行政が指定した避難場所
への立退き避難**

自ら携行するもの
・マスク
・消毒液
・体温計
・スリッパ 等



**安全な親戚・知人宅
への立退き避難**

普段から災害時に避難
することを相談して
おきましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



普段から
どう行動するか
決めておき
ましょう

**安全なホテル・旅館
への立退き避難**

通常の宿泊料が必要
です。事前に予約・
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



屋内安全確保

ハザードマップで以下の
「3つの条件」を確認し
自宅にいても大丈夫かを
確認することが必要です。

■■■■ 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある
区域では立退き避難が
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

**③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分**
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

出典：「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）」（内閣府）
(https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)